

令和7年 月 日

うきは市長 権藤英樹 様

うきは市特別職報酬等審議会

会長 樋口秀吉

特別職の報酬等の額について（答申）

令和7年7月2日に諮詢を受けました特別職の報酬等の額について、  
別紙のとおり答申いたします。

特別職の報酬等の額について（答申）

令和7年 月 日

うきは市長 権藤英樹 様

うきは市特別職報酬等審議会

会長 樋口秀吉

職務代理者 熊谷幸一

委員 尾花里美

行徳安年

久保田直樹

高山敏枝

永松秀基

矢羽田道和

## 1. 現状認識

### (1) 開催の経緯

現在の特別職の報酬等の額は、平成 17 年の市町村合併以降、長期間にわたり改定が行われないままとなっている。

この間、市政を取り巻く行政課題の複雑化・多様化、議員定数の削減、市民ニーズの変化、さらには物価上昇など、社会経済情勢が大きな変化する中で、現行の特別職の報酬等の額がその職責に応じた適正な水準にあるかを検証する必要があると判断し、本審議会を開催するに至ったものである。

### (2) 社会情勢

現在の日本経済は、コロナ禍からの回復を経て、企業収益や設備投資の増加、雇用・所得環境の改善などを背景に、緩やかながら着実な回復基調で推移している。政府の 2025 年 7 月の月例経済報告においても、「景気は緩やかに回復している」と明記されており、個人消費や輸出、設備投資といった各分野が回復を下支えしているとされている。

特に雇用情勢については、「持ち直しの動きが続いている」とされ、完全失業率の低下や有効求人倍率の上昇が見られるなど、労働市場の逼迫も進行している。また、企業の賃上げ姿勢も継続されており、2025 年春闘では平均賃上げ率が 34 年ぶりの高水準の 5.25%となるなど、賃金と物価の好循環の兆しが現れつつある。

こうした国の賃金動向を受けて、福岡県では令和 5 年度・6 年度の人事委員会勧告を通じて給与改善が進められてきた。令和 5 年度には給料月額の引上げ、期末・勤勉手当の拡充 (4.40 月分→4.50 月分)、令和 6 年度に

は民間給与との差（約 2.78%、約 10,180 円）を是正する勧告が行われ、給料表やボーナス水準の改善が図られた。

しかしながら、国の施策に伴う社会保障費の増加により、国民健康保険税や介護保険料、その他の公的負担が年々増加し、加えて最近の物価上昇は住民の可処分所得を大きく押し下げている。

このため、政府は「新しい資本主義」に基づき、未来への投資や構造的な賃上げを柱とする政策を強化し、令和 7 年には「骨太の方針 2025」が策定され、実質賃金の継続的な上昇を目指すなど、賃金と物価の好循環を実現する取組が進められている。

### (3) 本市の状況

本市においては、「第 2 次うきは市総合計画（後期基本計画）」に基づき、地域資源を生かした雇用創出、子育て支援、教育環境の充実、安全・安心なまちづくりなど、多岐にわたる重点施策を推進している。また、AI や RPA の導入、行政手続きのオンライン化、LINE を活用した広報など、ICT の利活用による行政の効率化と質の向上も進めている。

一方で、本市は深刻な人口減少と高齢化の進行という課題に直面している。2020 年時点で約 28,000 人であった人口は、2050 年には約 17,000 人程度にまで減少するとの推計もあり、若年層の転出や出生数の減少が地域社会の持続可能性に影響を及ぼしている。

さらに、公共施設の老朽化も大きな課題である。施設の維持管理や更新にかかる費用は今後さらに増加することが見込まれ、計画的な対応が求められている。

加えて、頻発する豪雨災害などへの対応も求められており、防災・減災・

復旧・復興に係る財源の確保も喫緊の課題となっている。

こうした中、限られた財源の中で持続可能な行政運営を行うためには、行財政改革を着実に進めるとともに、歳入確保の取組、公共施設の再編、業務の効率化、そして地域住民との連携強化が不可欠である。

#### (4) 地方議会の現状と課題

議会は、条例の制定改廃や予算決算の審査、国への意見書提出など多岐にわたる自治体の意思決定を行っている。大規模災害や感染症の拡大といった緊急事態においても、住民の多様なニーズを的確に把握し、それに応じた施策展開を進める上で重要な役割を担っている。

また、今後の人口減少社会においては、さまざまな分野で課題が一層顕在化すると予想されるため、幅広い視点から住民の利害や立場の違いを理解し、適切な意思決定を行うという議会の機能はますます重要となっている。

しかしながら、総務省に設置されている地方制度調査会の指摘にもあるように、地方議会の議員構成は住民の実態と比較して女性や60歳未満の割合が著しく低く、さまざまな視点や背景が反映されていない状況にある。このため、女性や若者などがより議会に参加しやすい環境の整備が求められていると考えられる。

## 2. 審議の経過

本審議会では、事務局から提供された資料を基に、特別職の職務内容と責任範囲、新市発足以降の職責の変化、一般職員との給与比較、議員定数の推移、社会情勢の変動、県内各市や類似団体の状況、市議会の活動状況、

そして本市の財政状況などについて検討を行った。市長、副市長、教育長の給与額については、財政状況や県内各市及び類似団体の特別職の給与とのバランスを重視して審議を進めた。一方、市議会議員の報酬額については、これらに加えて、女性や若者を含む多様な人材が参画しやすい環境づくりの観点も踏まえ審議を行った。

これらの事項を中心に、公平かつ偏りのない立場で意見交換を重ねた結果、次の結論に至った。

### 3. 特別職の報酬等の額について

#### 3-1 市長、副市長及び教育長の給料額について

市長、副市長及び教育長は、市政執行において極めて高度な行政能力が求められ、常勤としてその責任と職務の重さは極めて大きい。

また、近年は行政課題が高度化・複雑化しており、職責の困難度も増している。加えて、全国的には賃上げの動きも続いている、一定の報酬改定の必要性は否定できない。

しかしながら、本市の厳しい財政状況や、他市との均衡、また、市民の理解を得るために社会的環境が現時点では整っていない点を考慮する必要がある。

よって、現時点での給料額の引き上げは見送り、現行の額を据え置くことが妥当である。

#### 【主な意見】

- 三役の職責は増加傾向にある状況を踏まえ、職責に見合った水準への改定も検討するべき。

- 全国的な賃上げの動きはあるが、本市の財政状況を踏まえれば、現状維持が適切。
- 他市と比しても報酬水準は中程度であり、急いで見直す必要性は低い。
- 財政健全化の観点から、据え置きが望ましい。

### 3-2 市議会議員の報酬額について

議会の役割は、従来以上に専門性が求められるものへと変化しており、報酬のあり方も見直しが議論されている。

また、議員定数は合併当初から削減されており、1人あたりの負担や責任は増している側面は否定できない。

しかしながら、本市の厳しい財政状況や、他市との均衡、また、市民の理解を得るための社会的環境が現時点では整っていない点を考慮する必要がある。

よって、市議会議員の報酬についても、現行の額を据え置くことが適当である。

#### 【主な意見】

- 若年層や女性の参画促進は必要だが、報酬のみでは対応困難であることから、別の支援策（例：一定の年齢以下の議員報酬加算等）も検討すべき。
- 財政状況の厳しさや地域の実情を踏まえ、現時点での増額は時期尚早。
- うきは市議会改革特別委員会調査報告書においても、積極的に報酬増額が示されているわけでもないことを踏まえ、据え置くべき。

#### 4. 意見を求められた事項

「うきは市議会議員の議員報酬の額、及びうきは市長、副市長、教育長の

給料・地域手当の額の改定額並びに改定実施時期について」

改定の必要性は認められず、現行どおり据え置くことが適当である。

なお、地域手当については、本審議会の審議対象外事項であることから、

付帯意見において整理する。

#### 5. その他（付帯意見）

##### 5-1 今後の審議のあり方について

今回の審議会開催まで、前回改定から長期間が経過しており、社会情勢の変化を適切に報酬等に反映できていたか検証が困難であった。

今後は、任期に関わらず、定期的な審議を原則とし、大きな社会変化があった場合には臨時の開催も視野に入れるなど、制度的な開催基準の整備が望まれる。

##### 5-2 地域手当について

特別職（市長、副市長及び教育長）の地域手当については、本審議会において直接の審議事項には含まれていないものの、特別職の報酬と密接に関連していることから、一定の意見交換を行った。

県内外の他自治体で導入が進行している現状を参考にしながら、特別職への地域手当の適切なあり方を検証し、報酬全体のバランスと地域の実情を踏まえた整備を進めることが望まれる。